

1. 目的

- 令和3年4月23日に見直した本県の病床・宿泊療養施設確保計画は、昨年末からの本県の感染状況を踏まえ作成。これまでの流行より、より短期間で急激に感染者が増加した場合に備え、最終フェーズでは一般医療との両立の維持を前提とした最大限確保可能な病床・宿泊療養部屋数を設定した。併せて、新型コロナウイルス感染症患者の受入病床の増床には限界があることから、感染拡大時には医療資源を重症者・重症化リスクの高い方に重点化し、宿泊療養施設の活用を推進してきた。
- 計画見直し後も、感染が拡大し、5月にかけて医療への負荷が継続して認められた。6月以降、感染状況は落ち着きつつあったものの、7月下旬より、これまでにない急激な感染の拡大が認められる。計画見直し後、課題となつた点を整理するとともに、現在の感染状況に即した実効性のある医療提供が可能となるよう見直しを行う必要がある。

2. 方向性

- 新たな宿泊療養施設(ルートイン草津栗東)の開設を踏まえ、病床・宿泊療養施設確保計画を見直し、より実効性のある運用ができるよう体制の充実を図る。
- 7月以降の急激な感染拡大を踏まえ、県内の感染動向等をシミュレーションし、感染者急増時における緊急的な患者対応方針について見直しを行い、緊急時においても安心して療養できる体制を整備する。
- 一連の患者対応が円滑に流れるよう、後方支援病院、高齢者福祉施設における回復患者の受け入れを促進する。

0

3. 感染者急増時の緊急的な患者対応方針について

- モニタリングの結果、感染の拡大により一般医療との両立が困難であることが予測される場合、数週間の措置として患者急増時の緊急的な患者対応方針に基づく運用を行うが、7月以降の急激な感染拡大を踏まえ、新規陽性患者数等の想定を見直す。

7月下旬以降の感染拡大により、過去最多の新規陽性患者数等が確認されている。

「R3.9.6現在」

【一日当たり新規陽性患者数】:234名(過去最多(R3.8.24))

【入院者数】:351名(過去最多(R3.8.25))

【宿泊療養・自宅療養者数】

2,361名(過去最多(R3.8.29))

(うち宿泊療養244名、自宅療養等2,117名)

【療養者計】:2,667名(過去最多(R3.8.27))

【感染急拡大時の一日当たり新規陽性患者数想定】:460名【見直し】

【最大の入院者数想定】:350名

【最大の宿泊療養・自宅療養者数想定】:3,000名【見直し】

【療養者計想定】:3,350名【見直し】

【一般医療と両立できる最大規模の一日当たり新規陽性患者数想定】:90名

△病床・宿泊療養確保計画上の最終フェーズの想定上の数値

4. 病床ひつ迫時における入院勧告・措置の対象者の臨時的な取扱い

■入院勧告・措置の対象者

1. 65歳以上の者
2. 呼吸器疾患有する者
3. 2に掲げる者のほか、腎臓疾患、心臓疾患、血管疾患、糖尿病、高血圧症、肥満その他の事由により臓器等の機能が低下しているおそれがあると認められる者
4. 臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用その他の事由により免疫の機能が低下しているおそれがあると認められる者
5. 妊婦
6. 現に新型コロナウイルス感染症の症状を呈する者であって、当該症状が重度又は中等度であるもの

■【病床ひつ迫時】これまでの知見をもとに医療資源を重症者・リスクの高い方に重点化

臨時に①～⑤の取扱いを認める。

- ① 中学生以下の子どもがいる家族については自宅療養を認めることとし、「症状が悪化すれば、入院先を探す」旨を説明する。
- ② 40歳未満については、「ほぼ無症状」であれば、自宅療養を認めることとし、「症状が悪化すれば、入院先を探す」旨を説明する。
- ③ 現状、入院措置等ができるとされている「65歳以上70歳未満」については、「ほぼ無症状」かつ「BMI 30未満」であれば、ホテル可とする。
- ④ 高血圧、糖尿病については治療中でコントロールできていれば、ホテル可とする。
- ⑤ 「妊娠28週未満の妊婦」であって「ハイリスク因子を有していない方」については、ホテル可とする。

【参考】令和2年11月22日付け厚労省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡

○ 病床確保や都道府県全体の入院調整に最大限努力したうえで、なお、病床がひつ迫する場合には、上記政令により入院勧告等ができるとしている者のうち、医師が入院の必要がないと判断し、かつ、宿泊療養施設(適切な場合は自宅療養)において丁寧な健康観察を行う 경우에는、そのような取扱として差し支えないこと。

2

届出時の重症度分類(暫定値) (R3.7.1～R3.8.31)

	S-I	S-II	S-III	S-IV	S-V
10歳未満	141	333	1	0	0
10歳代	117	664	0	0	0
20歳代	114	1248	1	0	0
30歳代	68	715	4	1	0
40歳代	69	810	2	0	0
50歳代	63	502	1	1	0
60歳代	28	179	0	0	1
70歳代	14	66	3	0	0
80歳代	6	31	4	0	0
90歳以上	5	12	0	0	0
合計	625	4560	16	2	1

- ・届出時においては、軽症者(重症度S-I,S-II)が大部分を占めている。

【参考】

・S-I:無症状 ・S-II:酸素不要、摂食可能 S-III:酸素投与必要(ハイフロー含む)もしくは摂食不可能

・S-IV:NIPPVまたは人工呼吸器が必要でFiO2が0.6未満 ・S-V: NIPPVまたは人工呼吸器が必要でFiO2が0.6以上

3

届出時の重症度分類S-I・S-II患者の最重症度(暫定値) (R3.7.1～R3.8.31)

【①届出時S-I患者の最重症度】

	S-I	S-II	S-III	S-IV	S-V
10歳未満	133	8	0	0	0
10歳代	113	4	0	0	0
20歳代	109	5	0	0	0
30歳代	63	5	0	0	0
40歳代	58	6	4	1	0
50歳代	52	5	5	1	0
60歳代	23	3	2	0	0
70歳代	10	1	3	0	0
80歳代	5	1	0	0	0
90歳以上	0	3	2	0	0
合計	566	41	16	2	0

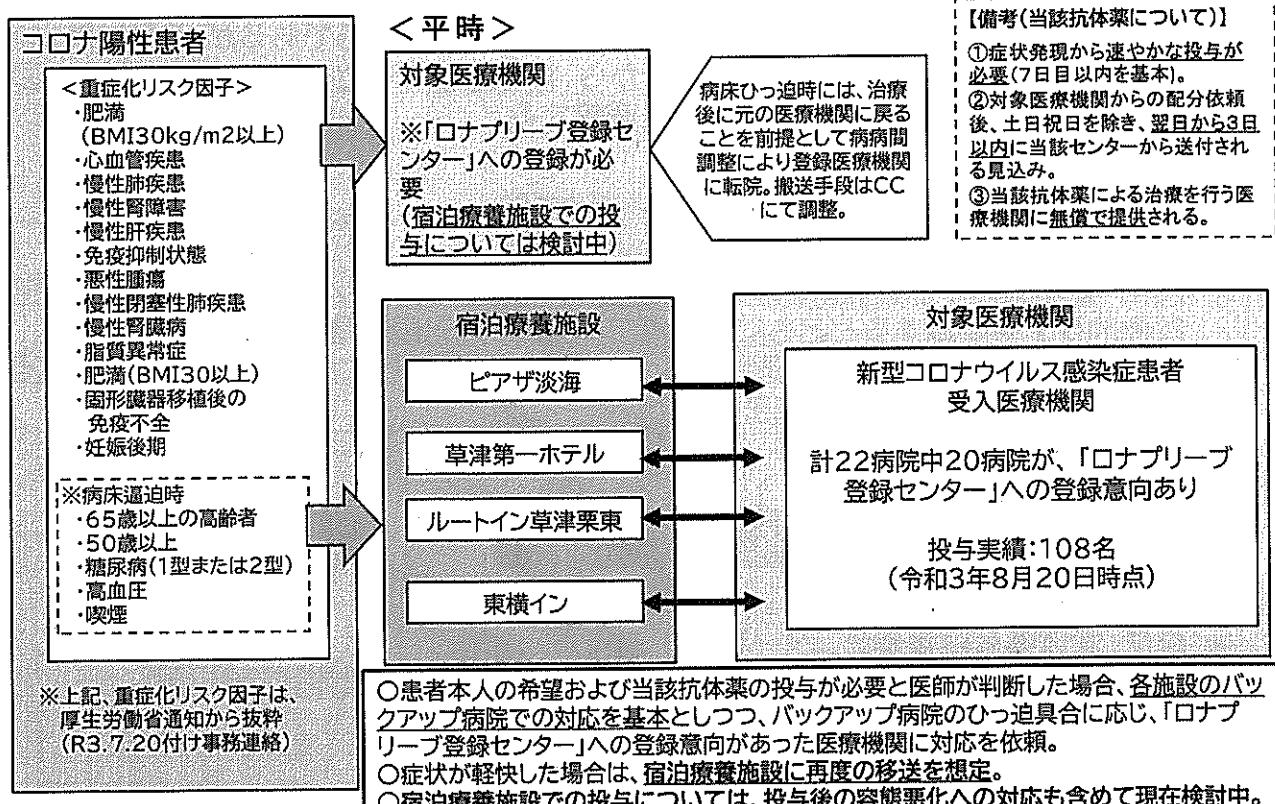
【②届出時S-II患者の最重症度】

	S-II	S-III	S-IV	S-V
10歳未満	333	0	0	0
10歳代	660	3	1	0
20歳代	1228	19	1	0
30歳代	676	37	0	2
40歳代	724	80	2	4
50歳代	431	65	3	3
60歳代	139	33	4	3
70歳代	49	13	3	1
80歳代	21	10	0	0
90歳以上	6	6	0	0
合計	4267	266	14	13

- 届出時S-I患者の97%が、最重症度S-IまたはS-IIであり、現時点でS-IV以上に悪化した患者は2名確認されている。
- 届出時S-II患者の94%が、最重症度S-IIであり、現時点でS-IV以上に悪化した患者は27名(うち40歳未満4名)確認されている。

4

新型コロナウイルス感染症における中和抗体薬「カシリビマブ及びイムデビマブ」の投与に係るフローについて



自宅療養者への医療提供等

1. 目的

- 今後も、療養者のリスクに応じ、入院・宿泊療養を基本として療養先を決定しつつ、感染の更なる拡大により自宅療養者が増加した場合であっても、健康観察・生活支援を実施することで安心して療養できる体制を整備する。

2. 方向性

■ 自宅療養者への健康観察

今後の感染拡大により想定される自宅療養者数に応じたパルスオキシメーターの確保に努めるとともに、日々の健康観察業務を訪問看護ステーション(6圏域39事業所)への委託などにより、適切な療養体制の整備に努める。

■ 自宅療養者への医療提供

自宅療養者の状態変化に応じて、コントロールセンターを通じた入院等の調整を行うとともに、かかりつけ医、協力医、帰国者・接触者外来などとの連携による受診体制について確保していく。

■ 自宅療養者への食料品支援

自宅療養者が外出することなく療養に専念できるよう、引き続き食料品の支援を実施していく。

※R3年度実績 1,058人(令和3年9月6日時点)

6

滋賀県見守り観察ステーションについて

これまでから、自宅療養者に対する相談体制を整備しており、症状悪化により入院が必要な場合には、24時間体制での入院・搬送調整を行ってきたところであるが、8月以降、特に夜間の受け入れ調整が難しい事例があることから、自宅療養者のさらなる増加に備え、症状が悪化した方を一時的に受け入れる施設を開設する。

滋賀県見守り観察ステーションの機能

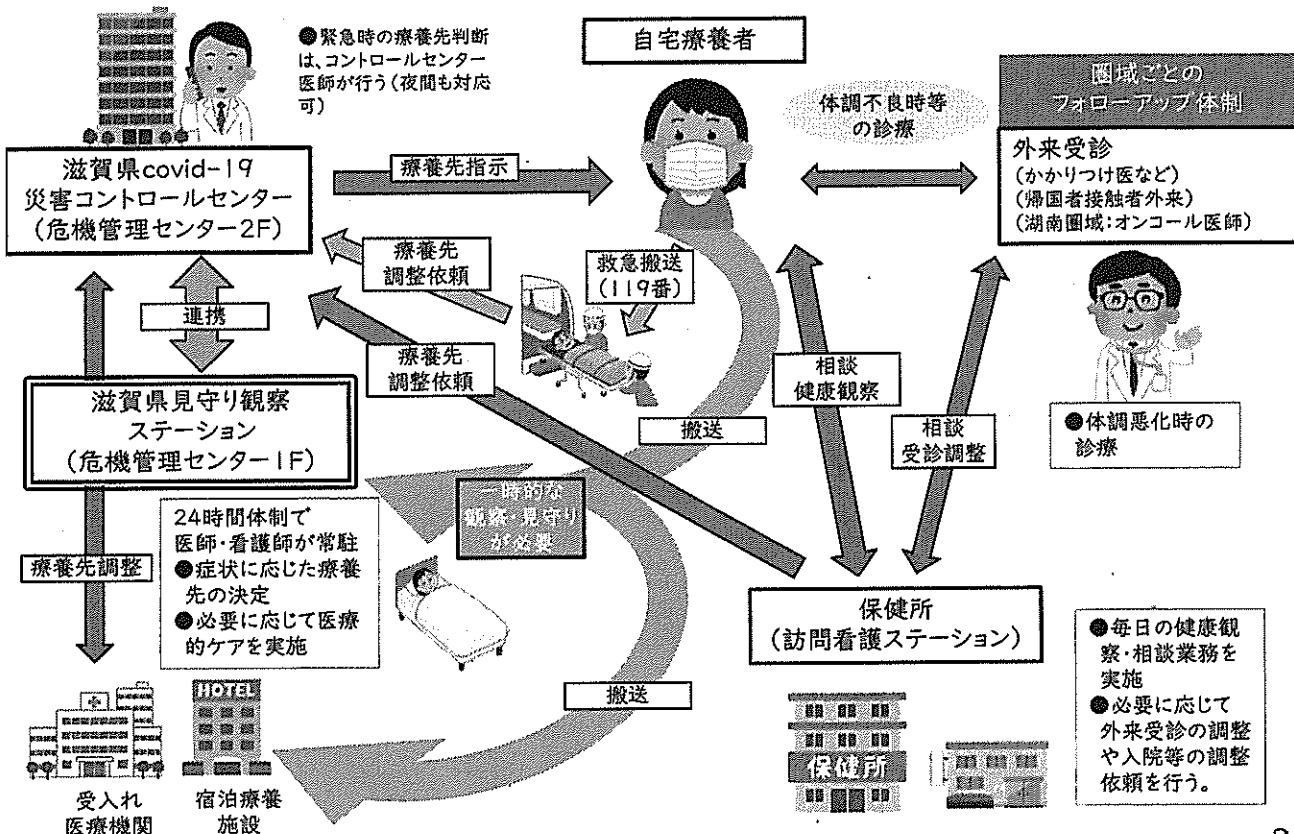
- 医師・看護師等が24時間体制で患者の容態を直接「観察」し、必要に応じて一時的な医療的ケアを実施するとともに、症状に応じた療養先の調整を行う。
- 緊急的な入院が必要でない場合であっても、患者に寄り添った「見守り」を実施することで、療養者の不安の軽減を図る。

滋賀県見守り観察ステーションの体制

- 開設時期:8月28日
- 場所:滋賀県危機管理センター1階
- 人員体制:医師1名、看護師2名等を1チームとして、24時間体制での運用。
- ベッド数:9床
- 受入れ実績 13名(令和3年9月6日時点)

7

自宅療養者に対する医療提供体制について



8

滋賀県における新型コロナウイルス感染症患者(妊婦)の受け入れ体制

